神栖市におけるヒ素汚染対策について

<提案・要望先> 環境省,農林水産省

<提案・要望内容>

神栖市におけるヒ素汚染事案については、平成 15 年の閣議了解及び閣議決定に基づき、国において健康被害者に対する支援策をはじめ、地下水浄化処理などの各種対策が講じられているところであります。

これらの対策のうち、平成 15 年度から実施されている健康被害に係る緊急措置事業については、平成 29 年 6 月に、平成 32 年 6 月までの事業継続が決定され、また、平成 20 年度から実施された高濃度汚染対策事業については、当初からの目標であった A 井戸周辺の有機ヒ素化合物の約 90 パーセント以上が除去されるなど、一定の進展が見られたところであります。

しかしながら,依然として地下水中からは有機ヒ素化合物が基準を超えて検出され,また,汚染ほ場においては米の作付自粛を余儀なくされており,地域 住民の不安が払拭できない状況にあります。

一方,平成24年5月に公害等調整委員会からヒ素汚染がもたらした被害に係る責任裁定がなされ,県は,被害者の置かれている状況を考慮し,和解により問題の早期解決を図っておりますが,被害者は,今後とも国の支援を強く望んでいるところであります。

つきましては,国として適切な対策が講じられるよう,下記事項について要望いたします。

記

1 神栖市におけるヒ素汚染については、健康被害の発症メカニズム、治療法等を含めた病態の解明や住民の健康不安の解消には至っていないため、緊急措置事業を引き続き実施すること。

また,有機ヒ素化合物の人体影響及び治療方法について,調査研究を継続的に進めるとともに,被害者の方々の意向を踏まえ,長期的な健康管理体制を確立すること。

2 安全基準の指標として,米に含まれる有機ヒ素化合物の指針値(一日許容摂 取量など)を早急に策定すること。 また,指針値に基づき,有機ヒ素化合物の農地土壌や農業用井戸水(地下水)に対する基準値を定めるとともに,作付けが早期に再開できるよう有機ヒ素化合物の減衰促進のための対策を実施すること。

3 地下水中の有機ヒ素化合物の存在の状況を確認するため、引き続き十分なモニタリングを実施すること。